

令和5年高島市教育委員会
第3回定例会議事日程

日 時 令和5年3月22日（水）
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和5年第2回定例会会議録の承認

3. 令和5年第2回臨時会会議録の承認

4. 会議録署名委員の指名

5. 議事

日程第1 議第7号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第2 議第8号 高島市文化財保護審議会委員の任命について

日程第3 議第9号 高島市図書館協議会委員の任命について

日程第4 議第10号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

日程第5 議第11号 高島市立学校産業医の委嘱について

日程第6 議第12号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師
の委嘱について

日程第7 議第13号 令和5年度教育の重点（案）について

日程第8 議第14号 第2期高島市スポーツ推進計画の策定について

6. 報告

報告第2号 令和5年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

7. 今後の日程

議第7号

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項および高島市地域学校協働活動推進員設置要綱（平成29年高島市教育委員会告示第22号）第4条の規定に基づき、高島市地域学校協働活動推進員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏名	担当中学校区	新任・再任
中村 眞奈美	高島中学校区	再任

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議第8号

高島市文化財保護審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市文化財保護審議会委員の任命について

高島市文化財保護審議会設置条例（平成17年高島市条例第142号）第4条の規定により、高島市文化財保護審議会委員に次の者を任命することにつき、議決を求める。

記

氏名	所属等	分野	新任・再任
青木 繁	元滋賀県立朽木いきものふれ あいの里館長	天然記念物	再任
東 幸代	滋賀県立大学人間文化学部教授	書跡	再任
大塚 活美	元京都文化博物館学芸員	民俗文化財	再任
加藤 賢治	成安造形大学芸術学部教授	民俗文化財 地域文化	再任
下坂 守	京都国立博物館名誉館員	美術工芸 博物館運営	再任
高橋 克壽	花園大学文学部教授	史跡	再任
登谷 伸宏	京都工芸繊維大学デザイン・ 建築学系准教授	建造物	再任
山下 立	元滋賀県立安土城考古博物館 学芸員	美術工芸	再任

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議第9号

高島市図書館協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市図書館協議会委員の任命について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および高島市立図書館の設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第121号）第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり高島市図書館協議会委員に任命することにつき、議決を求める。

記

	氏名	所属等	新任・再任の別
1	國松 完二	前滋賀県立図書館長	再任
2	平松 成美	NPO法人絵本による街づくりの会代表	再任
3	吉川 宏	元小学校長 元公民館長	再任
4	井上 恵美	ブックスタートサポーター おはなしボランティア	再任
5	山本 恵子	障害者サービスボランティア ブックスタートサポーター 元小学校長	再任
6	菅井 友佳子	保育士 おはなしボランティア	再任

7	本村 香澄	学芸員 元市職員	新 任
8	福原 博美	元小学校長	再 任
9	山本 永子	学校図書館ボランティア	再 任
10	田川 美智恵	中学校教諭（安曇川中学校）	再 任
11	梅村 陽子	小学校講師（今津東小学校）	再 任

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議第10号

高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

高島市立学校学校運営協議会設置規則（平成30年高島市教育委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、次の者を高島市立学校学校運営協議会委員に任命することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

【小学校】

学校	氏 名	区分	委 員 種 別
マキノ東小 (8)	谷 口 浩 志	1号	対象学校の所在する地域の住民
	井 花 春 美	1号	対象学校の所在する地域の住民
	古 本 美 由 紀	1号	対象学校の所在する地域の住民
	谷 口 哲 也	1号	対象学校の所在する地域の住民
	吉 川 美 紀	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	田 中 和 貴	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	磯 野 剛 志	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	谷 口 良 一	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
マキノ西小 (8)	出 口 健	1号	対象学校の所在する地域の住民
	野 崎 正 明	1号	対象学校の所在する地域の住民
	木 下 豊 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	西 澤 健 治	1号	対象学校の所在する地域の住民
	青 谷 寿 恵 廣	1号	対象学校の所在する地域の住民
	松 村 伊 久 雄	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	野 田 恵	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	谷 口 良 一	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
マキノ南小 (6)	岡 本 重 和	1号	対象学校の所在する地域の住民
	西 澤 律 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	峯 森 吉 晴	1号	対象学校の所在する地域の住民
	八 幡 由 佳	1号	対象学校の所在する地域の住民
	西 澤 喬 之	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	谷 口 良 一	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
今津東小 (6)	中 川 和 彦	1号	対象学校の所在する地域の住民
	洲 寄 トモ子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	吉 川 邦 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	鳥 居 保 典	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	藤 戸 陽 介	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	岩 本 忠 晴	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
今津北小 (7)	増 田 修 学	1号	対象学校の所在する地域の住民
	吉 里 昇	1号	対象学校の所在する地域の住民
	中 村 敏 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	古 谷 正 之	1号	対象学校の所在する地域の住民
	佐々木 善 宏	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	松 井 香 奈	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	岩 本 忠 晴	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員

学校	氏 名	区分	委 員 種 別
安曇小 (9)	内 村 泰 雄	1号	対象学校の所在する地域の住民
	多 胡 重 孝	1号	対象学校の所在する地域の住民
	井 保 早 苗	1号	対象学校の所在する地域の住民
	清 水 喜 久 男	1号	対象学校の所在する地域の住民
	村 田 ら な	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	石 黒 笑 美	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	嗟 峨 仁 実	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	梅 村 頼 子	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	中 川 富 美 江	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
青柳小 (7)	内 田 勝 利	1号	対象学校の所在する地域の住民
	志 村 洋	1号	対象学校の所在する地域の住民
	白 井 恭 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	小 島 睦	1号	対象学校の所在する地域の住民
	藤 野 有 加	1号	対象学校の所在する地域の住民
	梅 村 頼 子	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	中 川 富 美 江	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
本庄小 (9)	鈴 木 正 人	1号	対象学校の所在する地域の住民
	早 藤 章 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	青 井 新 哉	1号	対象学校の所在する地域の住民
	齊 藤 衣 代	1号	対象学校の所在する地域の住民
	清 水 幸 一	1号	対象学校の所在する地域の住民
	竹 原 篤	1号	対象学校の所在する地域の住民
	三 上 育 子	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	梅 村 頼 子	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	中 川 富 美 江	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
高島小 (7)	北 村 一 博	1号	対象学校の所在する地域の住民
	門 地 聡	1号	対象学校の所在する地域の住民
	三 矢 艶 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	南 寄 利 典	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	山 本 永 子	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	奥 村 健 太	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	中 村 眞 奈 美	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員

学校	氏 名	区分	委 員 種 別
新旭南小 (13)	八 田 忍	1号	対象学校の所在する地域の住民
	森 幸 夫	1号	対象学校の所在する地域の住民
	栞 原 和 恵	1号	対象学校の所在する地域の住民
	平 樂 康 男	1号	対象学校の所在する地域の住民
	川 那 邊 章	1号	対象学校の所在する地域の住民
	小 林 正 則	1号	対象学校の所在する地域の住民
	井 上 恵 美	1号	対象学校の所在する地域の住民
	橋 本 妙 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	清 水 京 子	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	増 田 英 信	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	田 中 真 由 美	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	大 藤 耕 平	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	川 島 美 穂	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	新旭北小 (8)	森 田 一 男	1号
山 本 恵 子		1号	対象学校の所在する地域の住民
伊 庭 郁 夫		1号	対象学校の所在する地域の住民
中 村 出		1号	対象学校の所在する地域の住民
本 田 一 枝		1号	対象学校の所在する地域の住民
富 田 安 計		1号	対象学校の所在する地域の住民
石 本 敦 士		2号	対象学校の児童生徒の保護者
川 島 美 穂	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員	

任期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【中学校】

学校	氏 名	区分	委 員 種 別
マキノ中 (9)	中 川 泰 夫	1号	対象学校の所在する地域の住民
	出 口 健	1号	対象学校の所在する地域の住民
	河 野 至 宏	1号	対象学校の所在する地域の住民
	青 谷 ゆう子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	青 谷 光 恵	1号	対象学校の所在する地域の住民
	小 川 祥 枝	1号	対象学校の所在する地域の住民
	野 崎 源 守	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	谷 口 良 一	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	田 中 裕 人	5号	その他教育委員会が必要と認める者
今津中 (6)	永 易 晃	1号	対象学校の所在する地域の住民
	畑 中 信 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	野 下 弘	1号	対象学校の所在する地域の住民
	森 山 敦 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	井 上 佳 郎	1号	対象学校の所在する地域の住民
	岩 本 忠 晴	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
朽木中学校区 (9)	清 水 信 太 郎	1号	対象学校の所在する地域の住民
	西 川 明 夫	1号	対象学校の所在する地域の住民
	上 山 基 継	1号	対象学校の所在する地域の住民
	藤 澤 悟	1号	対象学校の所在する地域の住民
	中 川 亮 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	嶋 崎 ひ な 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	加 藤 み ゆ き	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	本 村 香 澄	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	駒 井 佐 和 子	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
安曇川中 (12)	入 江 克 之	1号	対象学校の所在する地域の住民
	熊 谷 智 香 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	駒 井 雅 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	岩 佐 ひ ろ 美	1号	対象学校の所在する地域の住民
	秋 田 文 里	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	澤 和 記	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	梅 村 久 美	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	西 川 直 子	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	保 木 誠 司	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	梅 村 頼 子	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	中 川 富 美 江	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	武 田 基 裕	5号	その他教育委員会が必要と認める者

学校	氏 名	区分	委 員 種 別
高島中 (6)	澤 村 茂 美	1号	対象学校の所在する地域の住民
	上 野 眞	1号	対象学校の所在する地域の住民
	田 中 孝 夫	1号	対象学校の所在する地域の住民
	横 田 久 夫	1号	対象学校の所在する地域の住民
	志 村 紗 和 子	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	中 村 眞 奈 美	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
湖西中 (10)	高 橋 敏 枝	1号	対象学校の所在する地域の住民
	服 部 哲 也	1号	対象学校の所在する地域の住民
	清 水 司 詞	1号	対象学校の所在する地域の住民
	西 村 一 真	1号	対象学校の所在する地域の住民
	戸 上 恵 理 子	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	加 藤 智 彦	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	岸 本 広 樹	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	清 水 潤 平	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	大 藤 耕 平	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	川 島 美 穂	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員

任期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

議第 1 1 号

高島市立学校産業医の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 2 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立学校産業医の委嘱について

高島市立学校に職員の健康管理等を行わせる医師として、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 1 3 条第 2 項に規定する産業医を置くものとし、次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏 名	所 属 等	備 考
本多 朋仁	本多医院	マキノ東小学校ほか 1 2 小学校 マキノ中学校ほか 5 中学校

任期：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議第12号

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和5年3月22日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定に基づき、高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

学校医、学校歯科医および学校薬剤師

	学校医（内科）	所属等	担当校
1	河原 敦	マキノ病院	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校およびマキノ中学校
2	前田 昌彦	あいりんクリニック	今津北小学校
3	岡田 清春	おかだ小児科医院	今津東小学校
4	藤井 恒夫	藤井医院	今津中学校
5	前川 源司	前川クリニック	今津東小学校および今津中学校
6	岸本 景子	ピュアクリニック	今津東小学校および今津中学校
7	宮本 昌子	みやもと整形外科クリニック	朽木東小学校、朽木西小学校および朽木中学校
8	東 正久	東医院	青柳小学校
9	小泉 聡	小泉クリニック	安曇小学校および安曇川中学校
10	多胡 博雄	多胡クリニック	安曇小学校、本庄小学校および安曇川中学校
11	氷室 実	氷室内科医院	安曇川中学校
12	小篠 一彦	おざさ医院	高島小学校および高島中学校
13	片岡 謙	片岡クリニック	新旭南小学校および湖西中学校
14	納富 隆	湖西クリニック	新旭南小学校および湖西中学校
15	澤村 五茂	澤村クリニック	新旭北小学校
16	本多 朋仁	本多医院	新旭北小学校

	学校医（耳鼻科）	所属等	担当校
1	山内 一浩	山内耳鼻いんこう科	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校、朽木中学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、安曇川中学校、高島小学校、高島中学校、新旭南小学校、新旭北小学校および湖西中学校

	学校医（眼科）	所属等	担当校
1	中西 紀典	中西眼科医院	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校および朽木中学校
2	晴山 正志	はれやま眼科	安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校および安曇川中学校
3	安原 徹	やすはら眼科クリニック	高島小学校、高島中学校、新旭南小学校、新旭北小学校および湖西中学校

	学校歯科医	所属等	担当校
1	撰 能理子	林歯科医院	マキノ西小学校およびマキノ中学校
2	藤本 篤	藤本歯科医院	マキノ東小学校
3	桜井 敬丈	桜井歯科医院	マキノ南小学校
4	堀井 長幸	堀井歯科医院	今津北小学校および今津中学校
5	前川 幹男	前川歯科医院	今津東小学校および今津中学校
6	原田 直一	原田歯科医院	今津東小学校および今津中学校
7	大山 恒徳	おおやま歯科クリニック	安曇小学校および安曇川中学校
8	中野 公	なかの歯科	安曇川中学校
9	安原 善蔵	安原歯科医院	本庄小学校
10	山本 修	山本歯科医院	朽木西小学校、安曇小学校および安曇川中学校
11	横木 薫	横木歯科医院	青柳小学校
12	足立 剛	あだち歯科クリニック	朽木東小学校および朽木中学校
13	角谷 慶範	かくたに歯科クリニック	高島小学校
14	安原 善樹	安原歯科医院	高島中学校
15	野上 昌義	野上歯科医院	新旭北小学校
16	藤本 洋子	藤本歯科医院	湖西中学校
17	松田 直哉	まつだ内科・歯科クリニック	新旭南小学校

	学校薬剤師	所属等	担当校
1	瀧 江都子	共創未来高島薬局	マキノ東小学校およびマキノ西小学校
2	吉村 光弘	調剤薬局マリーン	マキノ南小学校およびマキノ中学校
3	林 真吾	りんご薬局	今津東小学校
4	岡尾 弘美	たんぼぼ薬局 高島店	今津北小学校
5	沖津 敏子	フタバ薬局 新旭店	今津中学校
6	上村 るり子	ケーエーシー薬局	朽木東小学校および朽木中学校
7	宮川 仁紀	たかひげ調剤薬局	朽木西小学校
8	保井 洋平	-	安曇小学校および安曇川中学校
9	戸井 恵子	ルックドイ薬局 安曇川店	青柳小学校
10	岡田 慎也	ユタカ薬局安曇川	本庄小学校
11	手柴 順子	-	高島小学校および高島中学校
12	藤原 栄子	ひかり薬局	新旭南小学校
13	山川 邦之	とうじゅ薬局	新旭北小学校
14	垣本 修吾	みつばち調剤薬局	湖西中学校

任期：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

議第13号

令和5年度教育の重点（案）について

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

令和5年度教育の重点（案）について

第2期高島市教育大綱（令和3年3月策定）の効果的な推進を図るため、令和5年度における重点的な取り組みをまとめた「令和5年度教育の重点」を別紙のとおり作成することにつき、議決を求める。

(案)

高島の志の教育

令和5年度教育の重点



高島市教育委員会

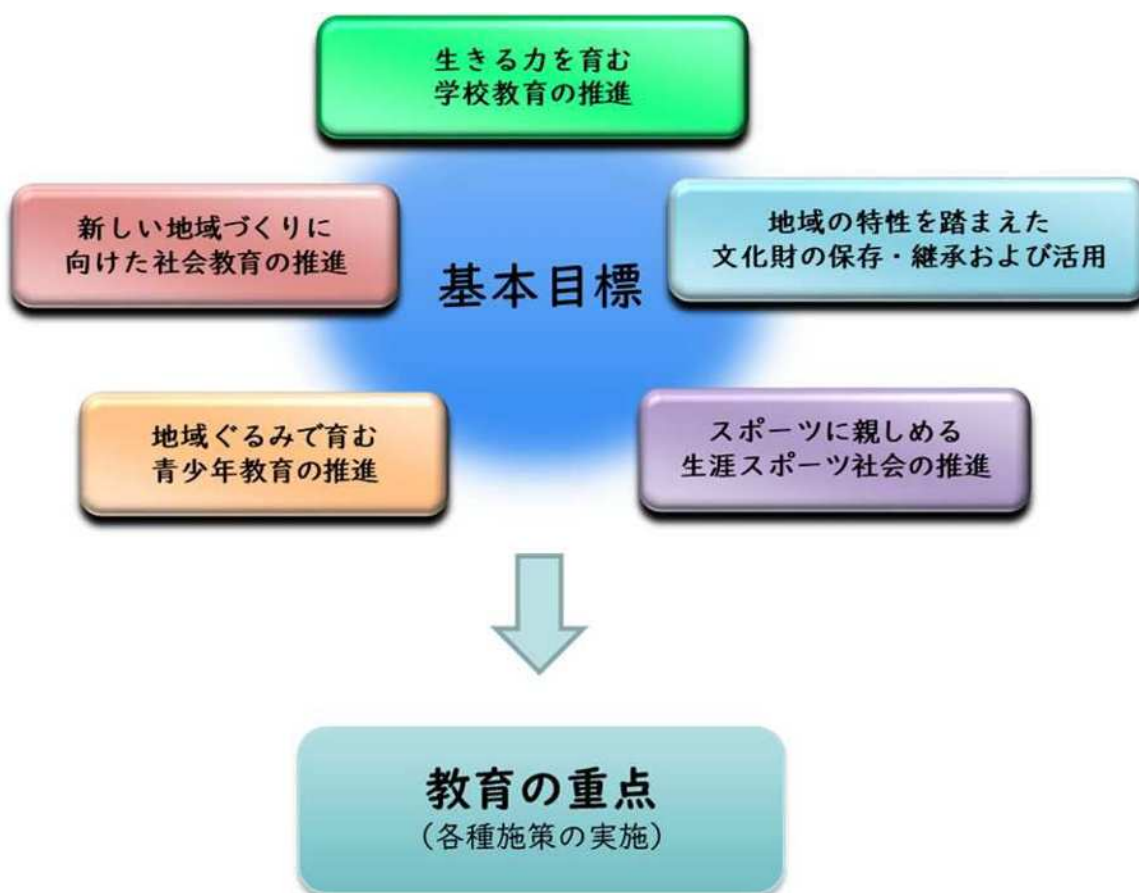
目 次

高島の志の教育（教育の重点）について	1
目標1 生きる力を育む学校教育の推進	2
目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進	4
目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進	5
目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用	6
目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進	7

高島の志の教育（教育の重点）について

令和3年3月策定の「第2期高島市教育大綱※」の効果的な推進を図るため、令和5年度において重点的に取り組む事項を「高島の志の教育 令和5年度教育の重点」にまとめ、取り組みを進めます。

第2期高島市教育大綱（「高島の志の教育」の推進）



※ 第2期高島市教育大綱（計画期間：令和3年度～令和7年度）では、「市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる『高島の志の教育』の推進」を基本方針としています。

目標Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進

すべての子どもが夢と希望をもち、健やかに育つよう、地域と一体となって、生きる力を育む学校教育を進めます。

1. 小中一貫教育を中核に据えた系統的・継続的な指導

(1) 小中一貫教育の充実

小中学校9年間を見据えた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い、「自ら考え、判断し、行動する力」を育てます。

- ① 小中教員による共同授業研究会の実施
- ② 小学校での一部教科担任制の実施
- ③ 協働的な学習集団づくりの推進



異学年交流

(2) 外国語教育の充実

言語習得段階を踏まえた外国語教育を推進し、外国語に対する興味関心を高め、コミュニケーション能力を育成します。



道徳「対話的な学び」

(3) 道徳教育の推進

自らの考えを広げ深めるため、対話的な学びを通して、自他を認め合い、よりよく生きていこうとする心情を養います。

2. 学校におけるICTを活用した学び方の改革

(1) ICTを活用した学びの充実

1人1台端末の効果的な活用により、学び方を改革し、「個別最適な学び」と「協働した探究的な学び」の充実を図ります。

- ① 情報活用能力の育成
- ② 遠隔・オンライン教育の推進
- ③ プログラミング教育の推進
- ④ 最適な教育ソフトの導入に向けた調査研究



タブレット端末を活用した学び

(2) 教職員の指導力の向上

教職員のニーズに応じた市教育委員会主催のICT活用研修の実施や、校内研究・校内研修の推進により、ICTを活用した授業力の向上を図ります。



教職員ICT活用実践交流会

(3) ICT環境の整備

ICT機器の適切な維持管理とサポート体制による安定的な運用を図ります。

3. 系統的・継続的なキャリア教育の推進

地域に愛着をもち、地域に貢献しようとする人を育てるため、高島の豊かな自然環境や文化に触れる体験活動を重視するとともに、未来を切り拓く力が身に付くよう、系統的・継続的なキャリア教育を推進します。

- ① 豊かな自然を生かした体験活動
- ② 郷土の風土や歴史を学ぶ学習会
- ③ 職場体験学習とマナー講座の開催
- ④ 先輩や地域で活躍する大人との対話
- ⑤ キャリア・パスポートの活用



地元企業での職場体験学習

4. いじめ等の未然防止

「高島市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域、関係者、専門機関が連携を深め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進します。

- ① 高島市いじめ問題対策委員会の開催
- ② 教職員を対象とした研修会等の開催
- ③ スクールソーシャルワーカー等の専門家の小中学校への派遣

【学校における取り組み】

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく未然防止の取り組みの推進
- ② いじめ防止対策委員会の開催
- ③ 命を大切にする講演会の開催
- ④ 児童会や生徒会が主催するいじめ防止活動の推進



生徒会によるいじめ防止活動

5. 学校給食を通じた食育の推進

(1) 地産地消の推進

高島産の新鮮で安全な食材の安定的な確保に努め、地域の食文化や季節の食材を取り入れた献立の充実を図ります。

- ① 地元農家等との連携による地場産野菜の安定的な確保
- ② 「高島デー（地場産物や郷土料理等高島にゆかりのある献立）」や「もりもり高島っ子（食育の日）」の実施

(2) 食に関する正しい理解と望ましい食習慣の育成

年間計画に基づき、栄養教諭を中心に食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着を図るとともに、食への感謝の気持ちを育みます。

(3) 学校給食費の完全無償化

「どこよりも子育て支援の充実したまちづくり」を目指し、引き続き、学校給食費を無償にして保護者の経済的な負担を軽減します。



小学校での給食の時間

目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進

社会の変化や地域課題に応じた学びを通して、ひとづくりに努めるとともに、その学習成果を生かし、持続可能な新しい地域づくりにつなげます。

1. 学校と地域が連携した教育の推進

学校と地域が「めざす子ども像」を共有し、一体となって地域の子どもの育てるよう、学校運営協議会の活性化と地域学校協働活動の充実を図ります。

- ① 学校・地域連携カリキュラムを活用した、子どもの学びを支える協働活動の充実
- ② 地域住民や関係団体によるネットワークの構築



学習支援（ミシン）

2. 新しい生涯学習機会の提供

地域の特色を生かした学習活動に取り組み、学んだことを地域社会に役立てる人材を育成します。

- ① 地域に学び、地域で行動する「市民大学たかしまアカデミー」（第1期）の運営
- ② 社会的課題や学習ニーズに対応した公民館講座・教室の開催



公民館教室（オンライン）
「探訪 高島地域の歴史と自然」



たかしま市民大学開校式



たかしま市民大学第3回講座
「本気になれば人生が変わる」

3. 家庭教育の推進

家族の間でも、お互いを思いやり「共に育つ」ことができるよう、保護者等を対象に関係部局と連携して学習会や講座を開催します。

- ① 地域教育力向上講座の開催
- ② 共育学習会の開催
- ③ 子どもとどうかかわりあうか講座の開催



共育学習会

4. 読書活動の推進

(1) 充実した図書館づくり

6つの図書館（室）が連携し、市民の生活課題の解決や生きがいづくりに役立つような様々な情報を提供します。

また、おはなし会等の読書振興事業を通して図書館の利用促進に努めます。

- ① おはなし会の開催
- ② 訪問貸出、ブックトーク
- ③ 今津図書館空調設備の更新



おはなし会（今津図書館）



ブックスタートのプレゼント絵本

(2) 絵本による子育て支援の推進

絵本を通して、よりよい親子関係を築き、心豊かな子どもを育てることを目的に、4か月児と1歳8か月児を対象にブックスタートを実施します。

(3) 家読の推進

うちどく

「高島市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じた「家読（うちどく）」の啓発と推進に努めます。

各学校の活動と連携し、家庭での読書活動を推進します。

5. 市民の参画と協働による文化振興

優れた文化や芸術に触れる機会を提供するとともに、次世代への継承を目的に市内小中学校と連携した取り組みを行います。

- ① 琵琶湖周航の歌継承事業
「うたつたえコンサート」の開催
- ② ガリバーホール30周年記念事業の開催



ガリバージュニア音楽

目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進

自然体験や社会体験を通して、豊かな心と社会性を身に付けた行動力あふれる青少年を地域全体で育成します。

1. 社会性を身に付けた行動力ある青少年の育成

地域の大人との交流や豊かな地域資源を活用した体験活動を通して、未来を担う子どもの豊かな学びと成長を支援します。

- ① 青少年の地域交流や自然体験活動の支援(よえもん道場等)
- ② 青少年団体への支援



自然体験活動（よえもん道場）

目標 4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用

地域の多彩な文化財を保存し、継承するとともに、その魅力の発信・活用を進めます。

1. 文化財の調査

古文書等の未指定文化財の調査や開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査等を実施し、歴史的な価値を明らかにするとともに、資料の整理を継続的に行い、適切に管理します。

- ① 歴史資料（古文書等）確認調査および整理
- ② 埋蔵文化財発掘調査および整理、台帳作成

2. 文化財の保存、継承

指定文化財の維持管理や保存修理にかかる所有者等への支援を行い、後世に継承します。

また、重要文化的景観3地域のまちづくり協議会が行う保護継承のための取り組みを支援します。

- ① 名勝旧秀隣寺庭園の整備事業
- ② 重要文化的景観地域の大溝陣屋総門整備事業
- ③ 重要文化的景観地域のまちづくり協議会の活動支援



旧秀隣寺庭園の保存整備



大溝陣屋総門の整備状況

3. 文化財の魅力の発信、活用

文化財の存在や魅力を広く情報発信するとともに、価値等を学び、活用につながる取り組みを進めます。

また、「高島市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の保存活用を推進するため、文化財所有者、行政、市民が協働で取り組む体制づくりを進めます。

- ① 資料館および中江藤樹記念館での企画展の開催
- ② SNSによる文化財の情報発信
- ③ 「高島市文化財保存活用地域協議会」による文化財の保存活用



文化財看板の設置



中江藤樹記念館企画展

目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進

「高島で、だれもが・いつでも・気軽に」スポーツに親しめる生涯スポーツの実現を目指します。

1. 生涯スポーツの推進

「第2期高島市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを「する」「みる」「させる」「しる」ための環境づくりを、関係団体と連携して取り組みます。

- ① スポーツ推進委員会・市民団体によるウォーキング等の実施
- ② 実行委員会主体によるスポーツイベント開催の支援
- ③ 地域スポーツ団体への活動支援



びわ湖高島栗マラソン

2. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への取り組み

2025年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向けて、開催準備業務を進めるとともに、大会の気運が高まるよう啓発イベントを開催します。

- ① 開催競技体験会等の啓発イベントの開催
- ② リハーサル大会・本大会競技会場等の設計



開催競技体験会

3. スポーツ施設の利用環境の向上

安全性の確保と利用環境の向上を図るため、各施設の利用状況や市民ニーズなどを考慮しながら、経年劣化等に伴う社会体育施設の維持補修を行います。

- ① 今津総合運動公園第1グラウンドの照明設備改修
- ② 高島B&G海洋センターの冷暖房機器・屋根改修
- ③ 安曇川総合体育館の非常用自家発電設備改修



びわ湖・高島CUP女子ソフトボール大会
(今津総合運動公園)



令和5年4月発行

編集 高島市教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

TEL: 0740(25)8558 FAX: 0740(25)8145

ホームページ: <http://www.city.takashima.lg.jp>

議第14号

第2期高島市スポーツ推進計画の策定について

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

第2期高島市スポーツ推進計画の策定について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、第2期高島市スポーツ推進計画を別冊のとおり策定することにつき、議決を求める。

報告第2号

令和5年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和5年3月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和5年3月22日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

令和5年3月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

令和5年3月 高島市議会定例会

一般質問通告事項（個人）および答弁者一覧表

氏名	質問事項	答弁者
森脇 徹 議員	中学校部活の地域移行は子どもの新たな可能性を含んで進んでいくか	教育総務部長
早川 浩徳 議員	新型コロナウイルスの2類相当から5類への分類の変更やマスク緩和などに伴う本市の対応について	教育指導部長
藍原 章 議員	安心して安全な子育て環境の整備について	教育総務部長
中川 あゆこ 議員	高校授業料の無償化について市ができることは	教育総務部長
板持 文子 議員	高島市スポーツ推進計画を進めるにあたって	教育総務部長
今城 克啓 議員	「足育」の推進について	教育指導部長
山下 巧 議員	安心・安全な子育て環境の整備、支援について	教育指導部長
	今後のICT教育のあり方について	教育指導部長

森協議員

(質問番号3) 中学校部活の地域移行は子どもの新たな可能性を含んで進んでいくか

- 1 現在の平日・休日部活動の活動状況について
- 2 市は、国や県の方策や動向をどのように捉え、意見提言をしてきたか。
- 3 休日における学校部活動から地域クラブ活動への移行について、市教委はどのような方向性を持っているか。
- 4 子どもたちの休日活動の可能性について
- 5 来年度以降の具体的取り組みについて

教育総務部長答弁

(答) 森協議員の質問番号3のご質問にお答えいたします。

まず1点目の「現在の平日、休日部活動の活動状況について」でございますが、活動時間につきましては、平日は概ね2時間以内、土曜日・日曜日などの週休日は概ね3時間以内とし、平日の1日と週休日のいずれか1日の週2日以上を休養日といたしております。

指導につきましては、教職員が担当しておりますが、技術的な指導が必要な場合におきましては、外部指導者が教職員の指導の支援をしている状況であります。

活動内容としましては、基礎的な技能の習得から応用的な内容へと活動の質的資質向上を図るため、計画的に取り組んでいるところです。

次に2点目の「市は、国や県の方策や動向をどのように捉え、意見提言をしてきたか」についてでございますが、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めるためには関係団体等との連携や、指導体制の確立、活動場所や予算の確保などが必要であることから、国へは、昨年6月29日、全国市長会を通じて、「運動部活動の地域移行に関する緊急提言」をスポーツ庁に提出いたしました。

また、県へは、昨年9月16日、滋賀県市長会を通じて、早急に課題

を整理し、運動部ならびに文化部の活動の地域移行について市町と協議の上、県の方針を示し、主体的に取り組まれるよう、知事に対して要望書を提出したところでございます。

3点目の「休日における学校部活動から地域クラブ活動への移行について、教育委員会はどのような方向性を持っているか」についてでございますが、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっていること、また、学校の教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中で、より一層厳しくなることから、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、持続可能な活動環境を整備することは必要であると考えております。

4点目の「休日における新たな地域クラブ活動の受皿となるスポーツや文化芸術の状況をどう把握し、子どもたちの休日活動の可能性をどのように考えているか」についてでございますが、まず、スポーツ・文化芸術団体の状況につきましては、当市におきましても、多くのスポーツ・文化芸術団体が様々な活動をされています。しかしながら、中学校のすべての部活動を地域のスポーツ・文化芸術団体が受け入れていただくには、解決しなければならない様々な課題がございます。

休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行によって、子どもたちが「チャレンジしたい」と思う活動の選択肢が増えること、より専門的な指導を受けることが可能になること、学校の教育活動以外での交流が生まれることなど、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動が保障できる望ましい環境が創出できるものと考えております。

最後に5点目の「市として来年度以降の具体的取り組み」についてでございますが、本市の現状に応じた学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を実現するために、まずは休日の学校部活動について、令和5年度に、学校や地域、関係団体等からなる協議会を立ち上げ、必要に応じて当事者である子どもや保護者、関係者等へのアンケートやニーズ調査等も行いながら、情報を収集、共有し、課題を協議してまいりた

いと考えています。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

外部指導者の方と学校教師と一緒にできる、そういう指導システムが出来れば、生徒たちも保護者も安心できるのでないか。移行時期も、移行後も、教育の一環として位置づけての持続可能な活動を追求できる、そういう答弁として理解してもよろしいか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」には、地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動、つまり学校教育ではなく社会教育の一環と捉えたとあります。そのことから、学校の教員が指導する際は、地域の指導者として指導することになります。

また、本市においても少子化が進展する中、1部活動の人数が減少し、さらに部活動自体の数が減少するなど存続自体が厳しくなることが想定されます。

これらのことから、「地域の子供は地域で育てる」という意識のもとで、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがない持続可能な環境の整備を進めるということでございます。

(再質問)

学校部活動は学校教育の一環ではなく、地域の中で、その切り替えを皆さんがするには相当時間がかかる。どのように子ども本位に移行していけるか、その点はどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

子どもたちや保護者、教職員、地域にとって、望ましい移行ができませんように、来年度設置予定の協議会におきまして、議員が想定されてます課題も整理しながら、休日部活動の地域移行の在り方について、丁寧に協議してまいりたいと考えております。

(再質問)

地域移行に関わって、「子どもたちにチャレンジしたい」選択肢が増えるということだが、第2期スポーツ推進計画でのパブコメや聞き取りで、こういう選択肢が増える種目が出され、地域の受け皿が広がる可能性が見つかったのでしょうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

第2期スポーツ推進計画の策定経過での聞き取りにおきまして、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行によって、学校部活動では体験できない多様な体験を可能とする地域クラブ活動も創設することで、子どもたちにチャレンジしたいとする選択肢が広がるという意見もいただいております。

具体的な例といたしましては、地域の運動クラブ活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等が考えられ、地域の文化クラブ活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動等が考えられるところです。

(再質問)

地域移行に行く課題で、保護者の方々が特に心配されているのが経済格差が発生しないかということ。施設使用料あるいは活動参加費用が新たに発生する懸念を皆さんされているが、新たな負担が発生しない在り方等を協議会で検討されるのかどうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

昨年末に公表されました、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、学校施設の利用、負担軽減や利用しやすい環境づくりなど、地域クラブ活動のルール等を策定することになっております。

次年度設置する協議会では、地域クラブ活動に係る施設使用料や参加費用への支援も含め、学校部活動の地域移行に係る課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議することといたしております。

【担当：教育総務部 市民スポーツ課】

【担当：教育指導部 学校教育課】

早川議員

(質問番号 1) 新型コロナウイルスの 2 類相当から 5 類への分類の変更
やマスク緩和などに伴う本市の対応について

- 1 新型コロナウイルスの感染症分類の変更に伴う市民への情報提供や
対応
- 2 マスクの着用の見直しに伴う公共施設等の対応
- 3 感染症分類の変更に伴う市民への負担
- 4 感染症分類の変更に伴う医療機関や介護施設等に対する指導や支援
- 5 感染症分類の変更やマスクの緩和に伴う学校の感染症対策

健康福祉部長答弁

(答) 早川議員のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の「新型コロナウイルスの感染症分類の変更に伴う市民への情報提供や対応」についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについては、特段の事情が生じない限り、5 月 8 日より 2 類相当から季節性インフルエンザと同等の 5 類感染症とする方針が国から示されました。

医療体制については、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できるよう、必要となる感染対策や準備を講じつつ段階的に移行することとされており、具体的な方針が近く示される予定です。

今後、5 類への移行に伴い感染者や濃厚接触者の行動制限が行われなくなることが想定されますが、新型コロナウイルスの特徴が変わるわけではないことから、今後も高齢者や基礎疾患がある方などの重症化リスクが高い方を守ることや、感染拡大を予防する行動が重要であります。そのため、「今後感染対策は行わなくて良い」といった誤解が起こらないよう、適切な広報や情報提供に努めてまいります。

次に、2 点目の「マスクの着用の見直しに伴う公共施設等の対応」についてでございますが、国からは、令和 5 年 3 月 13 日以降は行政が一律にルール化し対応を求めるのではなく、本人の意思に反してマスクの着脱を

強いるといったことがないよう、個人の主体的な判断に委ねることを基本とする方針が示されたところです。

また一方で、事業者が、施設内の環境や感染状況等を踏まえ、利用者に対しマスクの着用を求めること、マスク見直し時期をまたぐ一連の催しにおいて、混乱回避のため従前のようにマスク着用を求めることは許容されると示されております。

公共施設等におきましては、所管省庁や業種別のガイドラインも参考にしながら対応しているところですが、現在、ガイドラインの見直しを進めておられますことから、今後は、見直し後のガイドラインに基づき適切に対応し、利用者の方へ周知してまいりたいと考えております。

次に3点目の「感染症分類の変更に伴う市民への負担」についてでございますが、本来、5類感染症では、季節性インフルエンザと同様に医療費の一部自己負担が生じますことから、昨年7月、国に対して、5類移行後も全額公費負担の制度を継続されるよう、県を通じて要望したところでございます。今回の見直しにあたりましては、現在のところ国での詳細が決定しておりませんので、わかり次第お知らせしたいと考えております。

次に4点目の「感染症分類の変更に伴う医療機関や介護施設等に対する指導や支援」についてでございますが、医療機関につきましては、県から必要に応じて指導が行われることとなります。

高齢者や障がい者の介護施設については、重症化リスクの高い方が利用されていることから、現在、国の通知におきましては、利用者や従事者に対するマスク着用の推奨、クラスターの発生予防など、これまでどおり基本的な感染対策を講じていただくことになっていきますので、国の動向を注視しながら必要な支援を行ってまいります。

最後に5点目の「感染症分類の変更やマスクの緩和に伴う学校の感染症対策」についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、4月1日以降、「学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」と示しており、それまでは、卒業式を除き、従来通りとされております。なお、4月1日以降の留意事項ならびに5月

8日の5類移行後の学校の感染症対策については、今後示される予定の文部科学省の方針に基づき、市の対応方針を定めて、児童生徒や保護者の皆様にお知らせすることとしております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

小中学校の卒業式におけるマスク着用に関する対応はどのようにされるのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

卒業式におけるマスクの取り扱いについては、文部科学省が示した方針を踏まえ、各小・中学校に指示したところでございます。具体的な内容としまして4点ございます。

1点目は、児童生徒および教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。

2点目は、保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。

3点目は、基礎疾患があるなど、様々な事情により感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、適切に指導を行う。

4点目は、国歌・校歌の斉唱や合唱を行う時、複数の児童生徒によるいわゆる呼びかけを実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。

これらの基本的な考え方を示して、各地域や学校の実情に応じて卒業式を適切に実施するよう、2月24日の臨時校長会議にて指示伝達したところでございます。

以上でございます。

(再質問)

卒業式でのマスク着用の取扱いについて、保護者へはどのようにお知らせしているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

卒業式の保護者宛のご案内につきましては、学校によっては文部科学省の方針が出る前から、2月入った時点で案内されている学校もございます。今回、文部科学省の方針、それから高島市としてのマスクの取り扱いについては、また改めて学校から児童生徒、保護者に向けて、学校の実情に応じた形で、配慮された上で、案内をされていると聞いております。

以上でございます。

【担当：健康福祉部 健康推進課】

【担当：教育指導部 学校教育課】

藍原議員

(質問番号 1) 安心して安全な子育て環境の整備について

4 奨学金の代理返還について

教育総務部長答弁

(答) 藍原議員の質問番号 1 の 4 点目のご質問にお答えいたします。

奨学金の代理返還につきましては、議員仰せのとおり、奨学金返還者、企業の双方にメリットがある制度であると認識しているところです。

現在、市では、保育士・介護職員の人材の確保を目的とした、奨学金返還支援助成の制度を設けていますが、教育委員会といたしましても、未来を担う若者のため、議員仰せの、市の育英資金にかかる奨学金代理返還制度について、調査研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育総務部 教育総務課】

中川議員

(質問番号2) 高校授業料の無償化について市ができることは

1 市が高校生の授業料無償化の独自策に踏み込むべきでは

教育総務部長答弁

(答) 中川議員の質問番号2のご質問にお答えいたします。

「高等学校等就学支援金」制度は、家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みであり、特に、私立高等学校等に入学される方へは、2020年より年収目安が約590万円未満の世帯では、支援金の上限が年額39万6,000円に引き上げられたところであります。

また、滋賀県では、県内の私立高等学校等に入学する方について、年収目安約590万円から約910万円の世帯に対して、県独自の授業料補助金として年額59,400円を上乗せして、修学の支援が行われております。

本市では、子育て支援として、小中学校の給食費負担金や保育料の無償化、あるいは中学校卒業までの医療費の無償化などの独自支援を行っており、議員仰せの高校授業料無償化の独自支援策は行っておりません。

高等学校等への進学に際しては、高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020におきます基本施策で、子育て家庭に対する経済的支援の充実として「奨学制度による支援」を掲げており、経済的な理由により高等学校等や大学等で学ぶことが困難な子どもに対し、就学の希望が叶えられるよう、引き続き育英資金の活用を推奨してまいります。

今後におきましても、限られた財源の中で、どのような施策や支援を行っていくことが、子どもの支援になるのか、また、将来の高島市の持続的発展につながっていくのかを慎重に見極め、国や県の動向を注視しつつ、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

高島市での現在の高校生への支援策に奨学制度があるとのことですが、どのような制度内容なのか、制度の利用状況を含め、伺う。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

本市の高校生が利用できる奨学金制度につきましては、高島屋奨学金育英資金と高島市育英資金がございます。

まず、高島屋奨学金育英資金につきましては、財団法人高島屋奨学金高島育英会様からの寄附を原資として、将来有為な人材の育成を図ることを目的に基金を設置しています。

貸付金額は、高等学校等が月額2万円、大学・大学院等が月額4万円で、償還期間は15年以内、毎年11月に募集を行っています。

令和3年度末の利用状況は、貸付者数130人、基金総額2億543万円に対し、貸付金額が1億92万2500円となっております。

次に、高島市育英資金につきましては、篤志家からの寄附を原資として、教育の経済的負担を補い、人材の育成を図ることを目的に基金を設置しています。

貸付金額は、高等学校等が月額2万円、大学等が月額3万円、償還期間は7年以内、毎年1月に募集を行っています。

令和3年度末の利用状況は、貸付者数39人、基金総額1億6282万1千円に対し、貸付金額が2373万4400円となっております。

(再質問)

現在、国が行っている高等学校等就学支援金制度は、高校授業料の実質無償化の制度であります。市内の高校生はどのくらいがこの制度を利用しているのでしょうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

国の高等学校等就学支援金制度の利用につきましては、滋賀県教育委員会事務局に確認したところ、利用者の集計は、県全体または高等学校単位でしかの集計しかできないとのことでありましたので、県全体の利用率をお答えさせていただきます。

令和3年度の実績では、80.2%となっております。

以上でございます。

(再質問)

「慎重に見極める」「調査研究を進める」時間については、市はどのような認識でいるのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

市の施策につきましては、必要な時期に、スピード感をもって最も効果的・効率的に進めていかなければならないと考えております。

一方で、議員ご提案の高校授業料無償化につきましては、限られた財源の中で、行政として公平性ならびに事業の有効性を十分に調査したうえで進めていかなければならないと考えているところでもあります。

【担当：教育総務部 教育総務課】

板持議員

(質問番号 1) 高島市スポーツ推進計画を進めるにあたって

- 1 週末の体育施設における雨天時用の予約方法について
- 2 指定管理者制度の導入について
- 3 成人の週 1 回以上の運動やスポーツ実施率の目標を達成するために軸となる具体的施策について
- 4 スケートボードなどの練習場や環境を充実させることについて
- 5 高島の自然を味わい、楽しんでコミュニケーションをとりながら作業をするものをスポーツと捉えていくよう市として盛り上げていけないか
- 6 スポーツ推進審議会の委員構成に民間からも公募が必要と考えるかどうか

教育総務部長答弁

(答) 板持議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の「週末の体育施設における雨天時用の予約方法について」でございますが、市内の社会体育施設は、市民の皆さまにご利用いただいているほか、スポーツツーリズムの観点から、市外からのスポーツ合宿など、市内・市外を問わず幅広くご利用いただいているところでございます。

そのような中、屋外種目の学校部活動において、天候に左右されることが多く、雨天時には、学校体育施設だけでは、すべての学校部活動が十分な活動を行えないことなどを考慮し、社会体育施設の雨天時用の利用予約を認めてまいりました。

しかし今年度は、市外からのスポーツ合宿の利用ニーズを鑑み、一部施設において、夏休み期間中の学校部活動の雨天時用予約を控えていただいたところでございます。

今後は、各利用団体間のバランスを考慮しながら、施設予約の体制を整えてまいりたいと考えております。

2点目の「指定管理者制度の導入について」でございますが、教育委員会では、現在社会体育施設18施設のうち、6施設を指定管理者制度により管理運営を行っていただいておりますが、議員ご質問の、民間へ指定管理として管理運営を任せの場合と、直営施設とを比べた場合の満足度の違いについては、調査はいたしておりません。

次に、指定管理者制度の導入についてであります。施設の直営管理に比べ、運営内容等のサービス面の充実や利用者数、施設稼働率の向上等が期待されますことから、第2期高島市スポーツ推進計画では、基本方針4「スポーツ施設の整備・充実」の施策の中で、直営施設の管理運営方法について指定管理者制度の導入を検討することとしておりますので、今後、総合的に判断してまいりたいと考えております。

3点目の「成人の週1回以上の運動やスポーツ実施率の目標を達成するために軸となる具体的施策について」でございますが、本計画では、基本方針1「生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくり」を基軸に、スポーツによる健康づくりを推進することとしています。

具体的には、ウォーキングから始める運動と併せて健康管理アプリ等を活用した運動習慣の強化、グラウンドゴルフ等のニュースポーツの推進や、身近な地域での運動機会づくり、職場でのラジオ体操の推進など、市民の皆さまの自発性の下、運動・スポーツ実施率を引き上げていこうとするものです。

議員ご質問の施設利用者の満足度の数値につきましては、基本方針4の「スポーツ施設の整備・充実」の評価指標としての数値目標であり、計画終了年の目標数値を表したもので、この目標に向かって施設の整備・充実を図るという視点から重要視しており、今後も、施設利用者の満足度の向上が図れるよう努力してまいります。

4点目の「スケートボードなどの練習場や環境を充実させることについて」でございますが、市民意識調査の結果では、今後、市のスポーツ振興施策に力を入れて欲しいとする内容は、市民が気軽に参加できるスポーツ施設・設備の充実を求めるとの意見が最も多くございました。

議員ご質問の「スケートボード」「自転車BMXフリースタイル」「スポーツクライミング」などは、令和3年に開催された、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で種目として新たに採用されたものであり、これらのスポーツが東京大会を契機に若者の間で人気を博し、昨年3月に策定された国の第3期スポーツ基本計画でも多様な主体が参画できるスポーツとして推奨されております。

こうした背景から、市内の民間施設でもスケートボードや自転車BMXの練習場など新たなニーズに応じた環境の充実を検討されているところもあるようにお聞きしておりますので、今後も情報収集に努めてまいりたいと考えております。

5点目の「高島の自然を味わい、楽しんでコミュニケーションをとりながら作業をするものを、スポーツと捉えていくよう市として盛り上げていけないか」でございますが、本計画における「スポーツ」とは、競技としてルールに則り、他者と競い合い自らの限界に挑戦する競技スポーツに加え、散歩やウォーキング、健康体操、ストレッチなど比較的軽い運動、健康づくりや体力づくりなどの目的意識を持った身体活動を含むものとしております。

このため、議員ご質問の「農作業の草刈り」や「雪かき」は、身体活動を伴うものでありますが、一概にスポーツと捉えることは難しいかと考えます。

一方、新年度には、健康増進に対する義務感を払拭し、楽しみながら歩くことで、結果的に健康づくりにつながる「スポーツの可能性を広げる新しいウォーキングイベント」を協働提案事業で実施することとしており、スポーツの新たな可能性について、調査研究してまいりたいと考えております。

最後に6点目の「スポーツ推進審議会の委員構成に、民間からも公募が必要と考えるがどうか」でございますが、高島市スポーツ推進審議会の委員は10人以内で、委員構成を学識経験者や関係行政機関の職員、スポーツの推進に関する識見を有する者としており、その任期を2年と

定めております。

現在の委員の任期は、令和4年度からの2か年となっておりますことから、議員ご質問の公募委員につきましては、現委員の任期とその必要性を見据えながら、調査研究してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

夏休み以外でも市内の民間スポーツの方々にも公平に利用できるようにはならないでしょうか。
また、当日夕立があった場合でも、空きがありましたら対応できるようにできないでしょうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

市内の社会体育施設の多くは、夏休み期間以外の土曜日・日曜日も利用が集中している状況でございます。

このような中、平成30年度から公平性を期すため、抽選予約を導入し、その運用を図っているところでございます。

初問でお答えしたように、通年にわたり、市内利用者と関係人口につながる市外利用者のバランスを考慮しながら、施設予約の調整をしております。

また、本計画でもありますように、今後、施設の予約状況等がインターネット上でわかるよう施設予約システムの導入を調査研究する中で、更なる利用者の利便性向上も図ってまいりたいと考えております。

(再質問)

公共スポーツ施設の満足度を上げていかないと、スポーツの実施率65%の目標に届きにくいと思いますが、どうでしょうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

議員仰せのとおり公共スポーツ施設の満足度の向上を図ることは、スポーツ実施率の向上に繋がっていくと考えておりますので、今後とも各施設の利用状況や市民ニーズなども考慮しつつ、施設の整備、充実を図り、スポーツ実施率の向上を目指してまいります。

(再質問)

市民の方のニーズを受け止められるよう、施設にアンケートボックス等何か置かれたり、今後そういった予定はありますでしょうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

指定管理施設においては、アンケートボックスを置かせていただいて、ご利用者の意見をお聞きしているところでございます。

(再質問)

目標を達成するには、各部署の連携、協力が必要と考えますが、連携、協力など体制はどうなんでしょうか。また連携を取るためのプロジェクトはあるのでしょうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

本計画で掲げた基本理念、目標を達成するためには、行政のみならず、市民、関係機関・団体、民間事業者等が協働して取り組むことが重要と考えております。

また、スポーツは様々な分野の計画と深く関係するため、高島市の各種計画との整合を図りながら、関係機関・団体等と協力して計画を推進していきます、としていることから、各部署は勿論のこと、市民、関係機関団体、民間事業者等と協働して取り組んでまいります。

具体的なプロジェクトにつきましては、様々な取り組みがある中で、例えば、健康増進との連携では、現在取り組んでおります「里湖で地域を結ぶウォーキング」は、スポーツ推進委員会と健康推進員協議会が協力しながら実施いたしております。

今後、令和7年度の国民スポーツ大会デモンストレーション競技に向けて、さらに連携強化を進めてまいりたいと考えております。

(再質問)

都会より広い土地が高島市の環境を活かし、市がスケートボード場などの練習場を作ったりすることで、若い人たちの関係人口づくりによってまちを活性化できるプロジェクトを提案するが、高島市としてどうでしょうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

本計画では、基本方針3「資源を活かしたスポーツツーリズムの推進」の中で、市外から多くの参加者や観覧者を呼び込めるよう観光事業者等と連携しながら、豊かな自然を活かしたスポーツイベントの開催や合宿誘致を通じて、高島の魅力を発信するとともに、関係人口の創出を図ることになっております。

初問でもお答えしましたが、市内の民間施設で検討されているとお聞きもしておりますので、まずは、情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

(再質問)

例えば、ビワテクアプリのようなアプリを活用して、コミュニケーションを取りながらスポーツで、アプリのポイントが付与されるような取り組みはできないでしょうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

まず、健康増進アプリ「ビワテク」ですが、市民等の健康寿命の延伸を目的の一つとして開発されたものでございまして、イベントポイント付与数の基準などが定められております。

また、ポイントの付与についてはアプリにかかわる本市を含む県内21団体による運営協議会の承認が必要とされますことから、本市だけで決められるものではございませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。

その上で、初問でもお答えしたとおり、楽しみながら歩くことで、結果的に健康づくりにつながる「スポーツの可能性を広げる新たなウォーキングイベント」を、協働提案事業で実施いたすこととしており、スポーツの新たな可能性について調査研究してまいりたいと考えております。

(再質問)

今回の第2期高島市スポーツ推進計画の素案についてのパブリックコメント意見募集は、どのような意見が出されておりますでしょうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

基本方針1「生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくり施策」のうち、ライフステージに応じたスポーツの推進については、「小・中学生の体力向上」や「運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進」のほか、「高島市スポーツ推進審議会の委員構成」などについて、ご意見をいただいたところでございます。

【担当：教育総務部 市民スポーツ課】

今城議員

(質問番号 1) 「足育」の推進について

- 1 「足育」の重要性について
- 2 子どもの足裏の現状把握について
- 3 足育の推進について
- 4 小中学生の望ましい上履きについて

教育指導部長答弁

(答) 今城議員の質問番号 1 の 1 点目から 4 点目のご質問にお答えいたします。

1 点目の「小中学生を中心とした子どもの体力や運動能力の向上および健康の増進にとって、足育の重要性をどのように考えるか」についてでございますが、

令和 4 年 1 2 月に、スポーツ庁より発出されました「令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果のポイント」では、1 週間の総運動時間の減少や朝食欠食、睡眠不足、スクリーンタイム、いわゆるテレビやスマートフォン、ゲーム機等の映像の視聴時間の増加など生活習慣の変化が体力・運動能力の低下の要因と分析されております。今回の調査からは、足育と体力・運動能力とを関連づける分析結果を見出すことができないことから、足育に特化した重要性を論じることは難しい状況です。

次に、2 点目の「足圧の測定などによって、浮き指や扁平足の状況を把握してはどうか」についてでございますが、毎年、学校保健安全法に基づき実施している児童生徒の健康診断において、成長発達の過程にある児童生徒の脊柱・胸郭・四肢・骨・関節の疾病及び異常を早期に発見することにより、心身の成長・発達と生涯にわたる健康づくりにつなげることを目的に、脊椎の歪みやしゃがみこみの状態等を学校医により検査していただいております。必要に応じて事後措置として日常生活上の注意

事項を指導していただいているところでございます。このことから、今のところ「足圧測定」を検査項目に加える計画はございませんが、引き続き、学校保健安全法施行令に基づく検査項目にしたがって健康診断を実施し、児童生徒の健康の保持・増進に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「市として足育を進めることについて」でございしますが、議員はご質問の中で、足育について、「子どもに足や靴についての知識や役割などを正しく伝えて、正しい姿勢や歩き方を身に付けることで健康的な足や身体を育てること」と仰せでありましたが、本市におきましては、足も含むからだ全体の身体運動にかかわる骨、筋肉、関節、神経などの総合的な成長・発達を促し、その学齢に応じた体力の向上と生涯にわたる健康づくりに資するよう、これまでから保健体育や学級活動の授業、運動会や校外学習などの学校行事を通して取り組んでいるところでございます。今後とも、小中学生の健康の保持・増進、体力や運動能力の向上に、鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

次に4点目の「小中学校における望ましい上履きについて」でございしますが、これまでから、各学校の実態に即して十分に検討され、判断されてきた経緯があることから、教育委員会として、小中学校の望ましい上履きやそのための経費負担について検討を始めることについては、慎重を期す必要があると考えているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

足育という概念にとらわれず、正しい姿勢や歩き方、足や靴についての知識などを身につけることは重要だと思うが、どのように考えているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

正しい姿勢や身体に関する知識を身につけることは、学習指導要領に示されている「運動を継続する意義、体の構造、運動の原則などを理解するとともに、健康の保持増進や体力の向上を目指す」という目標に通じると考えております。

先ほど答弁いたしました保健体育や学級活動、行事以外でも、理科の授業においては、感覚神経や運動神経を介して体の反応が起こることや、骨格と筋肉の動きによって運動が行われることを学習しています。教科を横断して学習するだけでなく、行事や部活動などの経験も通して、児童生徒の体力の向上や健康づくりにつながるものと考えております。

(再質問)

正しい姿勢や歩き方、正しい靴の履き方は、運動や体全体の健康に大きな影響を与えていると思うが、どのように考えているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

学習指導要領に共通することもございますので、学習活動全体や子どももの生活上の指導の中で、総合的に進めていくものであると考えております。

(再質問)

足育の推進について、正しい姿勢や歩き方および正しい靴の履き方を、子どもや保護者に普及啓発することはできないでしょうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

正しい姿勢や歩き方および靴の履き方について、学校から児童生徒や保護者あてに、発信している例をご紹介します。

保健室からのお便りや通信で、正しい姿勢での立ち方や座り方についての特集記事や、運動会やマラソン大会の準備期間に合わせて「自分に合った靴を履こう」という記事の掲載を行い、子どもたちの履いている靴や正しい履き方、あるいは、よい姿勢について、再確認する機会としております。

(再質問)

スリッパを上履きとして使用することは、地震が発生した時などの災害時には危険であると考えますが、どのようにとらえているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

上履きの種類によっては、議員が仰せのように、防災や避難の際の危険性を指摘されることも承知しております。先ほどの答弁でも申しました通り、上履きについては、各学校の実態に即して検討され、総合的に判断されてきた経緯があります。教育委員会としては、議員が仰せの防災の視点も含めて幅広い視野で情報を収集し、研究してまいりたいと考えております。

(再質問)

危機管理や防災を担当する部局と協議しながら、自然災害などの非常時に子どもを安全に避難させるという観点で、上履きについて検討をはじめてはどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

繰り返しの答弁になりますが、教育委員会といたしましては、幅広い視野で情報を収集し、研究してまいりたいと考えております。

【担当：教育指導部 学校教育課】

山下議員

(質問番号 1) 安心・安全な子育て環境の整備、支援について

- 2 通園バスでの置き去り事故発生後出された通知において、安全対策の徹底はなされたか
- 3 通園バスにどのようなタイプの安全確認装置の設置を計画しているか

教育指導部長答弁

(答) 山下議員の質問番号 1 の 2 点目および 3 点目のうち、スクールバスに関するご質問にお答えいたします。

まず 2 点目の「置き去り事故発生後に出された通知において、安全対策の徹底はなされたか」についてでございますが、小中学生の登下校で使用するバスについては、市が運行を委託している民間バスまたは路線バスのいずれかでありますことから、委託している民間のバス会社に対しまして、安全管理体制を徹底していただくよう指示をさせていただいたところです。

次に、3 点目の「どのようなタイプの安全確認装置を設置する計画か」についてでございますが、小中学校のスクールバスについては、安全装置を装備することが義務づけられておりませんことから、現時点においては、設置する予定はございません。

市が運行を委託している民間のバス会社では、登下校いずれの場合においても、児童生徒が全員降車した時点で車内点検を行い、さらには車庫に戻った際にも車内点検を行うなど、安全な運行に努めていただいているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

校外学習や部活動等で児童生徒が乗車する市の公用車（大型バス、マイクロバス、ワゴン車等）については、どのような安全対策を取られているか

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

小中学校が校外学習等を行うにあたりましては、市が所有する大型バス等を使用する場合もございますが、その際は、降車時に引率者が必ず車内の確認を行いますとともに、全員が降車した後には、バスの運転手が再度確認を行うことで、置き去り等の防止を図っているところでございます。

以上でございます。

【担当：子ども未来部 子育て支援課】

【担当：教育指導部 学事施設課】

山下議員

(質問番号2) 今後のICT教育のあり方について

- 1 1人1台端末導入後に発生した端末の故障や不具合の件数とその主な原因およびその対処方法、対策について
- 2 市内小中学校におけるコンピュータ教室の配置状況および設置されているコンピュータの台数、更新時期、撤去された台数について
- 3 1人1台端末導入後のコンピュータ教室の使用状況と活用頻度について
- 4 市教育委員会としてのICT教育推進の方針について

教育指導部長答弁

(答) 山下議員の質問番号2のご質問にお答えいたします。

1点目の「1人1台端末導入後に発生した端末の故障や不具合の件数とその主な原因、またその場合の対処方法と対策について」でございますが、1人1台端末を導入してから約2年間が経過し、その間、画面の破損や電源が入らないなどの故障が106件、端末の動きが遅くなったり、アプリが起動しなくなったりするなどの不具合が124件で、いずれの場合も保守業者に修理を依頼しております。

機器の不具合等によって授業に支障がないよう、機器のメンテナンスやアプリのアップデート等を計画的に行い、学習環境の整備に努めているところでございます。

次に、2点目の「市内小中学校におけるコンピュータ教室の配置状況および設置されているコンピュータの台数、更新時期、撤去された台数について」でございますが、これまでに小中学校のコンピュータ教室に設置していたコンピュータ577台については、1人1台のタブレット端末の配置ができたことにより、今後の更新の計画はありません。配備してから年数が経過して、基本ソフト等の保守期限切れや老朽化してい

ることから、使用に耐えないものから撤去しており、現在、4校110台を撤去しております。

次に、3点目の「1人1台端末導入後のコンピュータ教室の使用状況と活用頻度について」でございますが、1人1台端末導入により、コンピュータ教室を使用する頻度は減少しておりますが、中学校技術科の「情報」の授業で引き続き使用している活用例がございます。使用場所に制約がないタブレット端末へ切り替える過渡期であるにとらえており、コンピュータ教室等に整備していますWi-Fi環境を活用して、タブレット端末のアップデート作業に使用することを前提に、多くの通信データを使用する学習活動、あるいは、学校図書館等と連携した児童生徒の多様な学習活動等、多目的に使用できる空間として、文部科学省からの事務連絡を参考に、今後も指導してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の「市教育委員会としてのICT教育推進の方針について」でございますが、児童生徒がICT機器を文房具として自由な発想で活用し、情報活用能力等、学習の基盤となる資質や能力を高めることを目標としており、とりわけ、1人1台のタブレット端末を効果的に活用することにより、児童生徒の学び方を改革し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

端末の故障や不具合への対応は2年間で合計230件とのことですが、年度ごとに差はあったのでしょうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

最初の1年間、それから次の1年間、ほぼ同数の修理等の対応をしております。

(再質問)

端末の取り扱いについては、発達段階に応じて指導徹底はされているとは思いますが、それでも今後、業者依頼し処理をしなければならぬ事案も発生することが予想されます。現在までの事案は、機器の保証期間内ということで対応されたのでしょうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

これまでの修理の対応につきましては、すべて機器の保証をつけておりまして、その期間内でございますことから、児童生徒への負担はない形で修理対応をさせていただいております。

(再質問)

今後も不具合、故障等はあるかと思いますが、保証期間はいつまでであるのでしょうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

端末の保証期間でございますが、令和2年度に購入整備した端末については、令和7年2月28日までとなっております。

また、令和元年度に整備した端末については、レンタル契約を締結しており、期間は令和5年9月29日までとなっておりますが、期間満了後は、令和7年2月28日まで契約延長する予定をしております。

(再質問)

577台のうち、4校の110台を撤去し廃棄、また中学校の技術家庭科での情報の授業で使用されているとの答弁でしたが、残り台数はどのような計画で撤去、廃棄する予定でしょうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

コンピュータ教室のパソコンについては、初問でお答えいたしましたとおり、使用に耐えなくなったものから順次撤去を行っているところでございます。機器の状態や活用状況を見ながら、各学校の意向に沿う形で、授業や学習活動の妨げにならないよう、撤去の段取りを組んでまいりたいと考えております。

(再質問)

1人1台端末導入後のコンピュータ教室の使用状況や活用方法は、各校の状況に応じて様々であることは理解しました。過渡期ではありますが、今後コンピュータの有無に関係なくコンピュータ教室を児童生徒のため、よりよい学習環境へと整えることも望まれます。予算を伴うような改装等が必要となった場合、市教委としてどのような対応を取るのでしょうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

現在のコンピュータ教室を有効活用するための改装等については、各学校から計画や予算要望が出された際に、効果や費用等を精査して、必要に応じて予算措置を検討してまいりたいと考えております。

【担当：教育指導部 学事施設課・学校教育課】